

社会福祉法人 来島会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 来島会(以下「当法人」という)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 常勤役員等については、別表1に基づき、役員報酬を支給する。ただし当法人職員を兼務し、職員給与を支給しているものは、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。その報酬月額および退職金については、別表第1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表第3に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料等)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給については、毎月21日とする。但し、当日が土・日曜休日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜休日でない日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

4 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表第 1

(常勤役員の俸給表)

俸 給	報 酬 月 額
	常勤役員 (理事長を除く)
1号俸	665,000円
2号俸	730,000円
3号俸	800,000円
4号俸	830,000円
5号俸	865,000円

※1 理事長の役員報酬月額は、別表第1における常勤役員の1.5倍とする。端数は万円以下を切り上げる。

(常勤役員の退職金算定式)

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} (\ast 1) \times 2$$

※1 職員を兼務した期間については1/3を乗じた年数を在任年数に加算するものとする。

※2 退職金の支給額は30,000,000円を上限とする。

※3 在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第 2

(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査・理事会等会議等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表第3

(非常勤役員等の旅費)

1. 職務のため出張を命ぜられたときは、旅費を支給する。
2. 旅費の支給に関し、必要な事項については、職員旅費規程における管理職以上の待遇に準ずる。
3. やむを得ない理由で上記の基準宿泊費を超えた場合は、別途理事長と協議の上支給額を決定する。